

●代理人による申請

本給付金は、原則として「世帯主本人」が申請及び受給の対象です。

ただし、本人による手続きが困難な場合は、代理人による申請・受給ができます。

《代理人として申請・受給できる人》

1	同一世帯の構成員(令和 8 年 1 月 1 日時点)
2	法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人)
3	親族その他、平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている人等で市長が特に認める人

●代理関係の確認について

代理人が申請・受給を行う場合は、受給者本人からの委任を受け、代理人本人の確認書類と受給権者との関係を示す書類が必要です。ただし、代理人が上記(1)「同一世帯の構成員(令和 8 年 1 月 1 日時点)」である場合は、関係を示す書類は不要です。

《代理権を確認するための書類の例》

	代理人	関係を示す書類(例)
1	法定代理人(親権者、未成年後見人)	被後見人の戸籍謄本
2	法定代理人(成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人)	登記事項証明書の写し
3	受給権者本人の身の回りの世話をしている親族	受給権者本人と代理人との関係がわかる戸籍謄本等
4	受給権者本人の身の回りの世話をしている人(親族以外)	受給権者と代理人との関係性や代理申請理由を詳細に記した書類